

# 青森大学教職課程委員会規程

## (目的)

第1条 青森大学に教職課程委員会(以下「委員会」という。)を置き、教職課程の運営に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の履修方法及び運用に関する事
- (2) 教育実習に関する事
- (3) 教員採用試験に関する事
- (4) その他教職課程を履修する学生に関する事

## (構成員)

第3条 委員会は各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学科3名以内の委員を持って組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が命ずる。

3 第1項の委員は、学長が命ずる。

## (学部教職課程委員会)

第4条 委員会に、必要に応じて学部ごとに学部教職課程委員会を置き、委員会及び教授会から付託された事項を審議する。

2 学部教職課程委員会の運営については、委員会が別に定める。

## (召集と議長)

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

## (定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

## (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。